

平成26年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第3号)

平成26年9月26日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第59号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第60号 平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第61号 海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第63号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 海津市教育研究所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第12 議案第68号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第14 認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成25年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成25年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について

日程第24 認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計決算の認定について

日程第25 認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定につい
て

日程第26 認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について

日程第27 認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

日程第28 請願第1号について

追加日程第1 発議第3号 規制改革案に関する意見書について

追加日程第2 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書について

追加日程第3 議長辞職の件

追加日程第4 議長の選挙

追加日程第5 副議長辞職の件

追加日程第6 副議長の選挙

追加日程第7 常任委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員の選任について

追加日程第9 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

追加日程第10 議席の変更について

◎出席議員（14名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	15番	川瀬厚美君

◎欠席議員（1名）

14番 永田武秀君

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部次長 (施設担当)	岡 田 健 治 君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡 邊 良 光 君
総 務 部 企画財政課長	白 木 法 久 君	市民環境部長	鈴 木 照 実 君
健康福祉部長	木 村 元 康 君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	丹 羽 功 君
危機管理局兼 危機管理監察 室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 事務局 長	服 部 尚 美 君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱 田 昭 君	会計管理者	馬 場 司 郎 君
監査委員事務局 長併 公平委員会 事務局書記長	徳 永 廣 徳 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 八 十 司 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青 木 彰	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 事 調 査 係 長	古 川 和 典
議 会 事 務 局 議 會 總 務 係 長	水 谷 理 恵		

◎開議宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。

本日の会議に、14番 永田武秀議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 伊藤誠君、1番 飯田洋君を指名します。

◎議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）から議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまで

○議長（川瀬厚美君） 次に日程第2、議案第58号から日程第13、議案第69号までの12議案を一括議題とします。

さきに、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設委員長 藤田敏彦君。

○総務産業建設委員長（藤田敏彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、委員会審査の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 川瀬厚美様、平成26年9月25日、総務産業建設委員会委員長 藤田敏彦。本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で報告をさせていただきます。

議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第61号 海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第62号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第65号 海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。以上であります。

ただいまの報告によりまして、総務産業建設委員会の委員会報告をさせていただきます。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました5案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。

また、主な質疑といたしまして、議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）の中で、財産管理費の太陽光発電システム設置工事増及び太陽光発電売電負担金増の関係で、売電の見込みと今後も負担金が必要になるのか質問があり、売電見込みについては、年間に3万5,000キロワットから4万キロワットの売電を計画していますので、20年間で約3,500万円程度の収入見込みになると御説明がありました。また、負担金額については、今回工事に係る中電の工事費用の負担であるため、今回のみの負担であると説明がありました。

次に、支所費の平田支所整備工事増の関係で、駐車場ライン引き工事代が必要になるか質問があり、やすらぎ会館南側の駐車場の整備で、以前給食センターが建っていた場所に関しては給食センターを撤去し、駐車場を整備しラインはきれいになっているが、残りの駐車場が従前のままになっていてラインが薄くなっているため、今回ラインを引き直すと説明がありました。

次に、消防費の全国消防操法大会負担金の関係で、その中に車の借り上げ料が見えてあるが、消防署に現在あるトラック等では間に合わないのか質問があり、今回の車の借り上げに関して、応援者のバスが主であり、トラックに関しては雨にぬれてはいけない資機材等があるので箱型のトラックが必要になるので、箱型トラックを借り上げる予定であると説明がありました。

次に、消防施設費の修繕料増の関係で、先日の事故による消防車両の修繕代と言われたが、全協では過失割合が10・ゼロと聞いたがどうなっているのか質問があり、現在過失割合が確定していないので、先行して修繕し、過失割合が確定次第精算すると説明がありました。

次に、財産管理費の案内板等改修工事の関係で、案内板F2型とはどんな案内板か質問があり、現在県道等に設置してある両面にそれぞれの施設名等の案内がしてある案内板と説明がありました。

次に、農業振興費の海津市就農支援協力金事業補助金及び就農支援協力金補助金の関係で何ヘクタール分の農地かと、この2つの補助金は同じものかと質問があり、農地に関しては、今年4月にオープンした岐阜県就農支援センターの第1期生の3名分の農地、約1.4ヘクタール分と説明があり、補助金に関して、同一条件の事業ではあるが、岐阜県の実施している事業と海津市が実施している事業があると説明がありました。

次に、過年度支出費の市税還付金増の関係で、前年度実績よりかなり増額しているが大きな要因があるか質問があり、2つの要因があり、企業が個人経営になったのと、企業が事業閉鎖になり大きな還付金が発生したと説明がありました。

議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について、第5条5項に「部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する」とあるがどういう意味か質問があり、あらかじめ職務代理を指名していただき決めていただくと説明がありました。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 文教福祉委員会の委員会報告をさせていただきます。

海津市議会議長 川瀬厚美様、平成26年9月25日、文教福祉委員会委員長 服部寿。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果について、読ませさせていただきます。

議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第59号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第60号 平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第63号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第66号 海津市教育研究所条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第67号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第68号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。

審査の経過を報告申し上げます。

ただいま報告いたしました8案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告させていただきます。

また、主な質疑としまして、議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）の中で、働く女性の家管理費の働く女性の家改修工事の詳しい内容についての質問があり、改修の内容は、耐震工事PCフレームの補強、鉄骨ブレースの補強、鉄筋コンクリート壁の補強の3カ所の耐震工事、その他対象外で外壁の改修でクラックを直して吹きつけ、軽運動室の改修で床と壁と天井の張りかえ、2階の改修で和室と広縁の床と天井の張りかえ、トイレの改修で和式を洋式にし、事務所の改修で天井、壁の吹きつけを行うとの説明がありました。

次に、保育園費の園舎改修工事増の関係で、石津認定こども園の2階トイレの改修費と説明されたが、現在、幼児教育施設が市内6カ所あり、トイレの改修済みが海西保育園、今尾認定こども園で、今回石津認定こども園がトイレの改修が終わるが、残っている高須認定こ

ども園、下多度幼稚園、西島保育園があるが、大体このぐらいの費用でトイレの改修ができるかの質問があり、今回の場合は2階のトイレで和式を洋式2基にするのと漏水修繕をさせていただくが、園の規模及び箇所数、改修の方法によって金額が違ってくるので一概に言えないとの説明がありました。また、今回の改修工事は、やりやすい工事かやりにくい工事かの質問があり、やりやすい工事であるとの旨説明がありました。

次に、体育施設費の平田グラウンド大規模改修工事の関係で、平田グラウンドの内野と外野の境目に芝を張るかの質問があり、芝については一部めくって、現在段差があるので段差を解消する旨説明がありました。また、芝を張る期間がどのぐらいかかるかの質問があり、最低で3カ月程度見ているとの説明がありました。さらに、来年4月から使用できるかの質問があり、4月からは使用していただくと説明がありました。

続いて、1塁側の観覧席の改修ができないか質問があり、今回、改修工事には入っていないが要望をお聞きしているので、今後検討する旨説明がありました。

次に、武道館耐震補強等改修工事で工事期間にどのぐらいかかるかの質問があり、4カ月程度かかるとの説明がありました。さらに、10月に大会を予定している利用者がいるので、10月に使用できるかの質問があり、今後工事を発注し業者が決まったら、利用者の意見を聞きながら業者と打ち合わせていく旨説明がありました。

次に、南濃南部グラウンド照明器具設置工事で普通の防犯灯ということで考えていいのかの質問があり、グラウンド照明ではなく、周りに照明がないので暗いということで要望がありましたので、電気をつけさせていただくとの説明がありました。さらに、何カ所つけるかと田んぼへの影響があるかの質問があり、地元とも協議しLEDを使い5カ所設置するが、田んぼへの影響はないとの旨説明がありました。

次に、地方債補正の利率の欄の中で、年3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）と書いてあるがこの括弧内ただし書きについての質問があり、ただし書きについては、最初に年3%以内で借りるが、利率の見直し方式で借り入れした場合、利率見直しを行ったときに3%以上になる場合がある旨説明がありました。

次に、図書館費の防犯カメラ設置工事の関係で、プライバシーの保護の観点で運用の仕方についての質問があり、既に防犯カメラの既存のものがあり撮影をしているということで意思表示をしました。それをもって確認しましたところ、それが個人情報での撮影をしているという解釈でとられるとの説明がありました。

議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、放課後児童の健全育成事業はどの点が変更になったかの質問があり、大きな変更点として、今まで支援員の資格条件が明確に定めていなかったが、この条例制定により、保育

士の資格を有する者や学校教育課程を修了した者、2年以上放課後児童健全育成事業に類する事業に従事した者等というように明記していくことで研修の受講が義務づけられ、今までより厳しくなった旨説明がありました。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第58号から議案第69号まで討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。議案第58号から議案第69号までの12議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第69号までの12議案につきましては、一括採決します。

お諮りします。議案第58号から議案第69号までの12議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第2号）、議案第59号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 平成26年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 海津市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例について、議案第62号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第63号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第65号 海津市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、議案第66号 海津市教育研究所条例の一部を改正する条例について、議案第67号 海津市特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第68号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第69号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、以上12議案は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、日程第14、認定第1号から日程第27、認定第14号までの14議案を一括議案といたします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 浅井まゆみ君。

○決算特別委員長（浅井まゆみ君） それでは、決算特別委員会の御報告をさせていただきます。

海津市議会議長 川瀬厚美様、決算特別委員会委員長 浅井まゆみ。

議案番号、件名、結果の順に報告させていただきます。

認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 平成25年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 平成25年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

9月17日と19日の2日間にわたり、提出されました各会計の決算書等の各書類により慎重

に審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります。認定14案件、全て全会一致で認定すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

委員会の中でさまざま質疑はありましたが、総括質疑の中で、委員より、決算書により各委員のほうから出された質疑、意見等を今後どのように反映していくのか、各課において話し合いの場、協議の場、検討の場があるのかないかの質疑があり、いただきました御意見等に対しましては、それぞれの課できちっと対応させていただくと説明がありました。

また、自治会組織について、任意団体である自治会に求めるものが市として多過ぎないか、効率化のために自治会を利用し過ぎていないか質疑があり、海津市ができてから市民の皆様といろんなことをやっていきたいという思いの中で、一つの大きな組織である自治会の皆様の御意見を聞きながら進めていくという姿勢でいますので御理解していただきたいとの説明がありました。

また、市長が最初に言われた話の中で、今後5年間でかなり財政が厳しくなってくるので見直すべきところは見直すという話であったが、観葉植物借り上げ料があったので、本来必要なものかわかりませんが、財政が厳しいのであれば見直す。また、公衆トイレの清掃の委託料に関しても、担当課ごとに契約をするよりも市の施設一括で契約をしたほうが経費が削減できるのではないかと質問があり、今までにもいろいろ削減はしてきていますが、まだまだ不十分と思っていますので、御指摘の点は認識いたしまして進めていく旨説明がありました。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

認定第1号から認定第14号まで討論を行います。

討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第14号までの14議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの14議案につきましては、一括採決いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第14号までの14議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成25年度海津市一般会計決算の認定について、認定第2号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第5号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第6号 平成25年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第7号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第8号 平成25年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定第9号 平成25年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定第10号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定第12号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定第13号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第14号 平成25年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の14議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎請願第1号について

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、日程第28、請願第1号についてを議題といたします。

さきに総務産業委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから総務産業建設委員長に審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 藤田敏彦君。

○総務産業建設委員長（藤田敏彦君） 海津市議会議長 川瀬厚美様、平成26年9月25日、総務産業建設委員会委員長 藤田敏彦。

請願審査報告書。

平成26年第3回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第141条第1項の規定により報告します。

受理番号、請願第1号、受理年月日、平成26年7月7日、付託年月日、平成26年9月11日、件名、規制改革案に関する請願書、請願者住所、大垣市東前町955-1、請願者氏名、西美濃農業協同組合代表理事組合長 坂英臣、紹介議員、服部寿。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においても、農協改革案の再検討を求めていく必要があ

り採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。以上であります。

○議長（川瀬厚美君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。
質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。
請願第1号について討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これから請願第1号 規制改革案に関する請願書採択についての請願を採決します。
この採決は、起立によって行います。
この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。
この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川瀬厚美君） 総数13人、起立13人でございます。よって、請願第1号 規制改革案に関する請願書採択を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。
ここでしばらく休憩をいたします。

（午前9時29分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前9時29分）

○議長（川瀬厚美君） ただいま規制改革案に関する意見書について及び「手話言語法」制定を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、規制改革案に関する意見書についてを追加日程第1とし、「手話言語法」制定を求める意見書についてを追加日程第2として直ちに議題といたします。

ここで追加日程を配付します。

〔追加議事日程の配付〕

◎発議第3号 規制改革案に関する意見書について及び発議第4号 「手話言語法」
制定を求める意見書について

○議長（川瀬厚美君） 配付漏れはありませんか。

それでは、追加日程第1、発議第3号 規制改革案に関する意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、2番 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 発議第3号、海津市議会議長 川瀬厚美様、平成26年9月26日、提出者、海津市議会議員 藤田敏彦、賛成者、海津市議会議員 伊藤誠、賛成者、海津市議会議員 赤尾俊春。

規制改革案に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、農業振興並びに農村社会を含めた地域の活性化を維持するため、政府の農協改革案の再検討を強く求めるものであります。

規制改革案に関する意見書（案）。

政府の規制改革会議は、自由民主党の改革案を踏まえ平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を安倍総理に答申した。このうち農業協同組合の見直しでは、単協が行う信用事業に関して、農林中央金庫等に信用事業を譲渡し、単協に農林中央金庫等の支店を置くか、または単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式の活用を図るとしている。

単協が現在行っている信用事業で窓口代理業務による手数料だけになった場合、JAの収益が低下することは明らかで、資金運用のメリットがなくなるため、地域の農業や暮らしをよくしようとする手だてがなくなる。

また、営農の事業水準を維持（施設の改築・改修・維持）するために、費用の不足分を購買・販売手数料、さらにはカントリーなどの利用料を高くして補填するような動きが出たら本末転倒である。

今後、この答申が政府の決定として断行されれば、前述のほか各生産者部会や女性部活動の支援、中山間地域で生活する老人への食糧供給支援等、組合員はもちろんのこと、地域住民への営農や生活に関するサービスの低下につながり、農業・農村に多大な影響を与えることとなる。

また、組合員のあり方について、農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用については、一定のルールを導入する方向で検討するとしている。

単協の経営は、減少する正組合員の利用を増加する准組合員で補っていることから、准組合員の利用を制限することは単協の経営規模縮小につながり、農業・農村に多大な影響を与えることとなる。

よって、政府においては、農業振興並びに農村社会を含めた地域の活性を維持するため、下記事項の実現を強く求める。

1. 単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行については、単協みずから判断できる制度とすること。

2. 准組合員の事業利用に制限を設けないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日、岐阜県海津市議会。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（川瀬厚美君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 討論はなしと認め、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 規制改革案に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたします。

次に、追加日程第2、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 発議第4号、平成26年9月26日、海津市議会議長 川瀬厚美様、提出者、海津市議会議員 服部寿、賛成者、海津市議会議員 森昇、賛成者、海津市議会議員

松岡光義。

「手話言語法」制定を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出させていただきます。理由を述べさせていただきます。

手話が音声言語と対等な言語であることが広く理解されるよう手話を言語として普及、研究することができる環境の整備に向け「手話言語法」制定を強く求めものであります。

「手話言語法」制定を求める意見書の案を朗読させていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史があります。

世界に目を向けると、平成18年国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日、岐阜県海津市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑はなしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川瀬厚美君） 総数13人。起立13人。よって、発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

50分まで休憩をいたします。

(午前9時41分)

○副議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続きまして議会を開きます。

(午前9時50分)

○副議長（森 昇君） ただいま川瀬厚美君から議長の辞職願の提出がありましたので、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（森 昇君） 追加日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川瀬厚美君の退場を求めます。

[議長 川瀬厚美君 退場]

○副議長（森 昇君） それでは追加日程を配付いたします。

[追加議事日程の配付]

○副議長（森 昇君） お諮りします。川瀬厚美君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、川瀬厚美君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川瀬厚美君、入場してください。お願いします。

〔15番 川瀬厚美君 入場〕

○副議長（森 昇君） では、川瀬厚美君から議長退任の挨拶をお願いいたします。自席にてお願いをいたします。

○15番（川瀬厚美君） 1年間、本当にありがとうございました。こういった重責が1年間全うすることができましたことを、ひとえに皆様方の御指導と御協力のたまものと厚く御礼を申し上げます。

この間、本当に貴重な体験の数々、または思い出に残ることもございました。昨年には市長さんと一緒に中国のほうへ参りまして、岐阜県と江西省25周年記念式典に出席をいたしました。江西省では、各地で日本に対する非常に好感度が高いことを知りまして、本当にある意味発見だったと思ひまして、行ったかいがあったと思っております。

また、ことしの2月には皆さんともども、この新庁舎の完成をやりました。5月には、全国議長会で東京で天皇陛下の拝聴をお受けすることができましたこと、またその後は、城南中学校の安全祈願祭等々ございます。本当にこういった貴重なことで体験ができました。

今後は、一議員として市の発展、また市民の皆様方のお幸せのために精いっぱい頑張っていきたい、そんなことを思っております。どうぞ今後ともよろしく御指導賜りますようお願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森 昇君） ありがとうございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（森 昇君） 追加日程第4、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。御承知のとおり、選挙の方法には投票によるものと指名推選によるものがございます。どちらの方法で行ったらよいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 昇君） 松岡光義君。

○10番（松岡光義君） 投票をお願いします。

○副議長（森 昇君） ただいま投票によるものとの発言がありました。選挙の方法は投票によって行ってよろしいか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。
議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（森 昇君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項に規定によって、立会人に2番 藤田敏彦君と3番 赤尾俊春君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おき願います。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（森 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（森 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（森 昇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、1番 飯田洋議員、2番 藤田敏彦議員、3番 赤尾俊春議員、4番 浅井まゆみ議員、5番 橋本武夫議員、6番 松田芳明議員、7番 六鹿正規議員、8番 堀田みつ子議員、10番 松岡光義議員、11番 服部寿議員、12番 水谷武博議員、13番 伊藤誠議員、15番 川瀬厚美議員。議長は最後に投票します。森昇議員。

〔投票〕

〔副議長投票〕

○副議長（森 昇君） 投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○副議長（森 昇君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。2番 藤田敏彦君と3番 赤尾俊春君の開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○副議長（森 昇君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、水谷武博君12票、堀田みつ子君1票、六鹿正規君1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、水谷武博君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○副議長（森 昇君） ただいま議長に当選されました水谷武博君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長に当選されました水谷武博君、就任の御挨拶を自席にてお願いをいたします。

水谷武博君。

○新議長（水谷武博君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは多くの議員の皆様にご推挙をいただき、議長に就任することができました。深く感謝を申し上げます。

私ごとではございますが、平成17年の海津市誕生に伴い、市議会が発足し、議員39名の大世界の中で初代の議長に就任をいたし、また半年後の選挙が行われました定数20名の選挙により2代目の議長を務めました。

今回は、来年3月28日には海津市制10周年を迎える記念すべき節目の年に3度目の議長に就任をいたしました。経験を生かし、まず議会運営につきましては、議会運営委員会、また会派代表者会議などの御協力を得ながら融和で格式のある議会運営に努めていきたいと思っております。

海津市の現況は、財政、少子・高齢化、人口減少化、企業誘致、雇用など、厳しい状況下にあると思っております。安倍政権も、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、担当大臣を選任し、地方創生に本腰を入れてまいります。海津市も議会は行政のチェック機関でもあります。政策立案を提言し実行する機関でもあると思っております。

是々非々の立場を保ちつつ、議会と行政が連携し、知恵を出し合い、切磋琢磨しながら発

想の転換を図り、時には異次元的な政策に取り組むお互いの意識改革が必要ではないでしょうか。

議会も行政も目的は同じであると思っております。すなわち海津市民の幸せのさらなる向上と海津市の発展に一生懸命努力することだと思っております。

もとより浅学非才な私でございますが、議員の皆様と、そして松永市長を初め行政執行部の皆様の御指導、御鞭撻をいただきながら、海津市創生の目的に向かって議長のご責務を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

甚だ簡単でございますけど、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（森 昇君） ありがとうございます。

これで新議長と議長を交代いたしたいと思っております。皆様の御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

○議長（水谷武博君） それでは、私が議長の席を継がさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで10時15分まで休憩をいたします。

（午前10時09分）

○議長（水谷武博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○議長（水谷武博君） ただいま森昇君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたすことに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（水谷武博君） 追加日程第5、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森昇君の退場を求めます。

〔副議長 森昇君 退場〕

○議長（水谷武博君） それでは追加日程を配付いたします。

[追加議事日程の配付]

○議長（水谷武博君） お諮りします。森昇君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、森昇君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森昇君の入場をお願いいたします。

[9番 森昇君 入場]

○議長（水谷武博君） では、森昇君から副議長退任の挨拶をお願いいたします。自席にてお願いをいたしたいと思えます。

○9番（森 昇君） 1年間、議長の補佐役として務めてまいりましたが、議員各位の皆様、そしてまた市長初め執行部の皆さんには大変御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも、またより一層大変厳しい財政状況の中で、海津市の発展に向けてまた頑張っていきたいと思えますのでよろしく申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（水谷武博君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（水谷武博君） 追加日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りをいたします。投票によるものと指名選挙によるもののどちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 松岡光義君。

○10番（松岡光義君） 投票でお願いします。

○議長（水谷武博君） 投票との意見がございました。

ほかに御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 意見もないようでございますので、選挙の方法は投票によって行ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 御異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（水谷武博君） ただいまの出席議員は14名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項に規定によって、立会人に4番 浅井まゆみ君と5番 橋本武夫君を指名いたします。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おきを願いたいと思います。

では、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（水谷武博君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（水谷武博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（青木 彰君） それではまず、1番 飯田洋議員、2番 藤田敏彦議員、3番 赤尾俊春議員、4番 浅井まゆみ議員、5番 橋本武夫議員、6番 松田芳明議員、7番 六鹿正規議員、8番 堀田みつ子議員、9番 森昇議員、10番 松岡光義議員、11番 服部寿議員、13番 伊藤誠議員、15番 川瀬厚美議員。議長は最後に投票いたします。水谷武博議員。

〔投票〕

〔議長投票〕

○議長（水谷武博君） 投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。4番 浅井まゆみ君と5番 橋本武夫君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（水谷武博君） 副議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票12票、無効投票2票でございます。

有効投票のうち、赤尾俊春君12票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、赤尾俊春君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解いてください。

[議場閉鎖]

○議長（水谷武博君） ただいま副議長に当選されました赤尾俊春君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました赤尾俊春君、就任の御挨拶を自席にてお願いをいたします。

赤尾俊春君。

○新副議長（赤尾俊春君） ただいま副議長に選出をいただきました。大変ありがとうございます。身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

議長の補佐役として円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（水谷武博君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時30分)

○議長（水谷武博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時20分)

○議長（水谷武博君） お諮りします。任期満了による常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、議題といたすことに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

◎常任委員の選任について

○議長（水谷武博君） 追加日程第7、常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定より指名をいたします。

議長において指名をいたしました各常任委員を議会事務局長から発表をさせます。

議会事務局長 青木彰君。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、発表させていただきます。

総務産業建設委員8名でございます。飯田洋議員、橋本武夫議員、服部寿議員、森昇議員、赤尾俊春議員、堀田みつ子議員、伊藤誠議員、水谷武博議員。

続きまして、文教福祉委員7名でございます。永田武秀議員、松田芳明議員、松岡光義議員、川瀬厚美議員、藤田敏彦議員、浅井まゆみ議員、六鹿正規議員。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

任期満了による議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任について

○議長（水谷武博君） 追加日程第8、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定より指名をいたします。

議長において指名をいたしました議会運営委員を議会事務局長から発表をさせます。

議会事務局長 青木彰君。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは発表いたします。

議会運営委員7名でございます。森昇議員、伊藤誠議員、赤尾俊春議員、川瀬厚美議員、飯田洋議員、浅井まゆみ議員、永田武秀議員。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

（午後0時24分）

○議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時24分）

○議長（水谷武博君） 休憩中に各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長 青木彰君。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは発表させていただきます。

総務産業建設委員会委員長に飯田洋議員、副委員長に橋本武夫議員。

文教福祉委員会委員長に永田武秀議員、副委員長に松田芳明議員。

議会運営委員会委員長に森昇議員、副委員長に伊藤誠議員。

以上のとおりでございます。

○議長（水谷武博君） 続きまして、お諮りをいたします。南濃衛生施設利用事務組合議員松岡光義君、六鹿正規君、橋本武夫君の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定いたしました。

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（水谷武博君） 追加日程第9、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により

指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。この選挙の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議会議員3名に、服部寿議員、飯田洋議員、橋本武夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました服部寿議員、飯田洋議員、橋本武夫議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

続きまして、お諮りをいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定いたしました。

◎議席の変更について

○議長（水谷武博君） 追加日程第10、議席の変更についてを議題といたします。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議席の一覧表のとおり変更することに決定いたしました。

なお、この議席の変更については、次回の議会より変更いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了をいたしました。

これをもちまして、平成26年海津市議会第3回定例会を閉会いたします。皆様、御苦勞さまでございました。

（午後0時28分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成26年9月26日

議 長 川 瀬 厚 美

新 議 長 水 谷 武 博

副 議 長 森 昇

署 名 議 員 伊 藤 誠

署 名 議 員 飯 田 洋